

様式第5号(第8条関係)

決 裁	課 長	担 当
		  

見 積 結 果 調 書

令和6年度

(場所) 亀山市内一円

(件名) 令和6年度登記事務等委託(単価契約)

上記委託業務に係る見積の結果は、次のとおりである。

財務 課

見 積 者 (指名した者)	第 1 回		第 2 回		決定
	見 積 金 額	順位	見 積 金 額	順位	
公益財団法人三重県公共 嘱託登記土地家屋調査士 協会	別添のとおり	1			決定

* 上記金額は、見積者が見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額である。

予定価格(税抜) 別添のとおり 円

※予定価格は、見積結果の決定後に記載する。

年月日 令和6年5月28日

令和6年度公共嘱託登記事務委託単価表

金額単位:円〔この単価は消費税を含まず。〕

登 記 種 別			単 価	加 算	単 位 及 び 適 用 の 考 え 方	運 用 に つ い て の 考 え 方	
(1) 調 査 業 務	戸 籍 調 査	① 戸籍簿等収集	1,450		1通当たり	戸籍簿等の収集には、委託者から各種の公用(無料)交付申請書及び切手等を交付するものとする。	
		② 相続関係説明図作成	5,850	2,920	1件当たり、2枚目以上は1枚増す毎に加算	登記名義人1人当たりの説明図を1件とする。1枚目の基本サイズはA3。2枚目以上はA4サイズで何枚分になるかを換算し加算する。	
		③ 土地調査書作成	1,450		1通当たり	委託者の指示により取得土地について作成する。	
	資 料 調 査	④-1	10,410		1筆当たり	④-1は、委託する業務の目的土地の筆数とする。	
		④-2	4,980		1筆当たり	④-2は、④-1に付随して処理を要する土地の筆数とする。	
		④-3	1,160		1筆当たり	④-3は、隣接地等の関連土地とする。	
	事 前 調 査	⑤-1 登記事務委託のみの場合	15,050		1筆当たり	委託業務処理前の土地(取得地)1筆を対象とし、連件登記嘱託における重複(同一地番)適用はしない。 * 合筆登記、地目変更登記は1申請当たりを1筆として適用する。	
		⑤-2 測量業務委託がある場合	45,030		1件当たり	1測量業務依頼書を1件とする。 なお、委託者は、複数筆の土地の測量を依頼しようとする場合には、受託者において円滑かつ的確に測量業務が遂行できるように、1測量業務依頼書で依頼する区域、筆数を考慮するものとする。	
	⑥ 筆界杭の復元		43,400	16,950	1多角点につき1点当たり、2点以上は1点増す毎に加算	登記事務委託のみの場合で、本業務(小規模なもの)が必要と認められる場合に行うものとする。	
	⑦ 引照点測量		19,230		1点当たり		
(2) 表 示 登 記 申 請 手 続	⑧ 土地表題登記		13,200	2,050	1件当たり、2筆以上は1筆増す毎に加算		
	⑨ 土地分筆登記		13,200	2,350	分筆後2筆まで1件とし、後は1筆増す毎に加算	地積更正を伴わない土地分筆登記のみを行う場合に適用する。* 基本単価＋加算額×(分筆後の筆数－2筆) 一部地目変更を伴う分筆登記は、地目変更の加算を追加する。	
	⑩ 土地地積変更・更正登記		13,200	2,050	1件当たり、2筆以上は1筆増す毎に加算	同一所有者の2筆以上の土地を1申請で行う場合は、加算を適用する。(注)地積測量図訂正申出は、本業務を準用する。	
	⑪ 土地合筆登記		13,200	1,450	合筆前2筆まで1件とし、後は1筆増す毎に加算	* 基本単価＋加算額×(合筆前の筆数－2筆) (注)分筆登記の抹消は、本業務を準用する。	
	⑫ 土地地積更正・分筆登記		15,260	2,350	分筆後2筆まで1件とし、後は1筆増す毎に加算	土地地積更正登記、分筆登記を合わせて行う場合に適用する。* 基本単価＋加算額×(分筆後の筆数－2筆) (注)土地分筆登記の際に地積更正登記を行う場合は、1申請で登記を行うものとする。なお、個別に申請を行っても本項目を適用する。 一部地目変更を伴う地積更正・分筆登記は、地目変更の加算を追加する。	
	⑬ 土地地目変更登記		13,200	1,450	1件当たり、2筆以上は1筆増す毎に加算		
	⑭ 土地地図訂正申出		13,200	2,050	訂正後2筆まで1件とし、後は1筆増す毎に加算	* 基本単価＋加算額×(訂正筆数－2筆)	
	⑮ 所有者の表示変更・更正登記		13,200	1,450	1件当たり、2筆以上は1筆増す毎に加算		
	⑯ 実地調査同行費		19,210		1件当たり	実地調査立会(登記官に同行)1日を1件とする。この業務の成果品として「実地調査立会業務報告書」を提出するものとする。	
	(3) 図 面 作 成	地 積 測 量 図	⑰-1 分筆用	14,660	3,580	分筆前1筆当たり	分筆により増加する筆数について、加算単価を適用する。 地積測量図(引照点記載図面含む)が複数枚になっても、枚数加算はない。ただし、求積部分(求積表を除く。以下同じ。)が切図となり地積測量図が2枚以上になる場合は、2枚目以降の求積部分の枚数に加算単価を適用する。 (例1)1筆の土地を2分割する(分筆後2筆となる)場合(切図なし)＝基本1＋加算1 (例2)1筆の土地を2分割する(分筆後2筆となる)場合(求積部分切図により地積測量図が2枚)＝基本1＋加算1(筆数増分)＋加算1(枚数増分) 土地表題登記における地積測量図で、分筆登記のものを採用する場合は計上しない。 地図訂正申出に係り地積測量図の提出を求められた場合は、原則として委託者が作成した用地測量図を活用する。
⑰-2 分筆以外			10,920	3,580	1筆当たり		
地 積 測 量 図 (全図)		⑱-1 分筆用	14,660		1筆当たり		
		⑱-2 分筆以外	10,920				
⑲ 土地所在図(表題登記用)		2,410		1筆当たり又は1枚当たり	土地表題登記は1筆当たり、地図訂正申出は1枚当たりとする。		
⑳ 地役権図面		5,930		1枚当たり			
㉑ 地役権図面の作成調整		18,620	12,380	1筆当たり	地役権図面作成時において、電力会社から地役権図面のデータが提供されない場合は、㉒地役権図面に加えて適用する。なお、連続する複数筆の土地の地役権図面を作成する場合には、2筆以上は1筆増す毎に加算を行う。		
㉒ 地形図		5,930	2,920	1枚当たり 1筆1件	地図訂正申出の場合に適用し、訂正前後の地形図で1枚とする。ただし、当該1枚が法務局備付地図複数枚を転写して作成した場合には、当該枚数とする。 同一区域の複数筆の土地の分筆を同時申請する場合に、1筆の土地の分筆申請に添付する地形図を、複数筆の連件地形図として作成した場合には、2筆以上は1筆増すごとに加算を適用する。		
(4) 書 類 作 成		㉓-1 文案を要する書類作成		5,930		1通当たり	同一内容の文案については、複数枚でも1通とする。また、連件登記嘱託の重複適用はしない。 土地現地調査報告書及び同添付図面について、委託者が作成したものを受託者に貸与、提供した場合、これを訂正、修正しても適用しない。ただし、大幅に訂正等することがやむを得ないと判断される場合は、担当者と事前に協議のうえ適用する。 土地現地調査報告書、境界確認証明書又は同意書(地積更正・地図訂正)、その他登記手続きに必要な書類作成に適用する。 * 特に必要と認める書類 … 土地境界確認申請書(2通分)、土地境界確認書(3通分) ただし、国土交通省への提出分については土地境界確認書(4通分)とする。 なお、土地境界確認書は、官公庁から提出を求められ作成する場合又は委託者の指示により作成する場合に限る。 * 土地境界立会確認書(様式第6号)は該当しない。
		㉓-2 文案を要しない書類作成		2,920		1通当たり	
	㉔ 原本の複製		1,450		1通当たり	原則として、代位原因証書(登記承諾書及び印鑑証明書等)については、職員が複写し原本証明したものを受託者へ渡します。調査士報告方式等、PDFファイルにて添付し登記嘱託した場合は適用しない。	
(5) 登 記 調 整	㉕ 画地調整助言協議		18,620	12,380	1区画当たり	用地測量業務委託により画地調整(測量業務委託における画地調整業務に相当する業務)を行った区画に適用する。 複数筆の土地(分割する場合含む)の画地調整がある場合には、2区画以上は1区画増す毎に加算を行う。	
	㉖ 筆界確認立会調整		5,040	870	1点当たり	用地測量業務委託により立会確認を行った境界点(測量業務の立会・確認における単位である境界点と同じ。)に適用する。 境界点が20点×測量筆数を超えるものは、加算を適用する。 * 測量土地3筆、全体境界点63点の場合 63点－(20点×3筆)＝3点【加算を適用】 委託土地以外を数値化できる方法で距離・地積等の概要を確認し、境界確定をする必要が生じた場合は、その点について加算額を追加適用する。 境界点測設が行われた境界点について、隣接する土地所有者間でその測設された境界点の位置を現地で視認のうえ合意を得る作業を行っていない場合には、適用することができない。	
	㉗ 登記調整業務現地調査報告書		5,930		1通当たり	同一内容の文案については、複数枚でも1通とする。	
㉘ 地域派遣登記相談業務		31,270		1回あたり	自治会等から地域的な登記相談を受けた場合、当該自治会に派遣して、問題解決に向けた登記相談を行なう(上限156,350円)。 業務の遂行上、権限を証するため、市より作業に関する権限を委任する書面を事前に交付するものとする。		

令和6年度公共嘱託登記事務委託単価表

金額単位:円[この単価は消費税を含まず。]

区分	業 務 種 別	単 価	単 位	業 務 内 容	運 用 に つ い て の 考 え 方
(6) 境界確認	㉔ GNSS基準点測量	43,820	1点当たり(2点まで)	電子基準点等の成果を活用して行う基準点測量	GNSS観測により求めた新設基準点の数をいう。網図、計算書、点の記図作成を含む。運用に際しては事前に担当者と協議すること。
	㉕ 加算	35,010	3点以上は加算額を適用		
	㉖ DID基準点測量	31,250	1点当たり	街区基準点等の成果を活用して行う基準点測量	DID基準点等の新設点の数をいう。
	㉗ 多角測量	26,440	1点当たり	筆界点の位置の特定のために行う基礎測量	測量機器を据え置き観測したときの機器据置点をカウントするものとする。(既設点を使う場合も含む。街区三角点及び街区多角点が委託地の近傍にあり、多角点として使用する場合も同様とする。)
	㉘ 復元測量	16,950	1点当たり	筆界標識の不明又は亡失等のため、既存の資料等に基づき筆界点を復元する。	
	㉙ 画地調整	31,210	1区画当たり	面積測量の成果に基づき各筆の面積、辺長を求める区画計算をいう。	複数筆の土地(分割する場合含む)の画地調整がある場合には、2区画以上は1区画増す毎に加算を行う。
	㉚ 加算	20,760	1区画当たり		
(7) 立会・確認	㉛ 立会・確認	10,350	1点当たり	隣接所有者と境界を確認し合意を得るための作業、又は民有地と公共用地との境界を確定し合意を得るための作業	境界点の数をいう。
	㉜ 加算	1,000	1点当たり		境界点が20点×測量筆数を超えるものは、㉛の加算を適用する。 * 測量土地3筆、全体境界点63点の場合 63点－(20点×3筆)＝3点【㉛の加算を適用】 委託土地以外を数値化できる方法で距離・地積等の概要を確認し、境界確定をする必要が生じた場合は、その点について㉛の加算額を追加適用する。ただし、復元測量に該当する場合は重複適用しない。 境界点測設を行った境界点について、隣接する土地所有者間でその測設した境界点の位置を現地で視認のうえ合意を得る作業を行っていない場合には、適用することができない。

区分	面 積	区 分	耕地・原野・山林(平坦地)	村落・山林	市街地	業 務 内 容	運 用 に つ い て の 考 え 方
(8) 面積測量 ㉞	100 m ² 以下		47,640	59,550	89,320	・ 土地の面積測量(測量原図作成を含む)を行う作業	測量を要する各筆の土地の実測面積を基準とする。 ただし、同一所有者の土地で、複数筆が一体となって1画地を形成しているため現地で筆界が判明しないことから、1画地を測量したうえで内業で筆界を分割する場合には、複数筆を合算した実測面積を基準とする。 現況測量は、財務省所管の財産があり土地境界確定申請書の提出に必要な場合に限る。 なお、面積については、その外周の面積を基準とし、現況実測平面図に測量面積を記載するものとする。 【例】 対象土地 80m² 現況測量面積 150m²(未登記80m²+その他70m²) 面積測量・・・100m²以下を適用 現況測量・・・200m²以下を適用 それぞれの単価の合計額となる。
	200 m ² 以下		60,200	75,260	112,890		
	300 m ² 以下		70,000	87,500	131,250		
	400 m ² 以下		78,140	97,680	146,520		
	600 m ² 以下		91,930	114,920	172,380		
	800 m ² 以下		103,590	129,490	194,230	・ 現況測量を行う業務	
	1,000 m ² 以下		113,650	142,070	213,100		
	2,000 m ² 以下		153,760	192,200	288,300		
	3,000 m ² 以下		184,480	230,610	345,910		
	4,000 m ² 以下		210,320	262,900	394,350		
	5,000 m ² 以下		233,160	291,460	437,190		
5,000 m ² を超えるもの (1,000m ² 当たり)		17,680	22,100	33,150			

区分	業 務 種 別	単 価	単 位	業 務 内 容	運 用 に つ い て の 考 え 方
(9) 境界標設置	㊸ 境界点測設	14,060	1点当たり	内業において分割点等を割り出したうえ、外業においてその点に木杭等を設置する作業	復元測量を適用した場合は、適用しない。 分割点等とは、分割点のほか、画地調整、交点計算等で求めた筆界上の点を含む。
	境界標埋設			境界点(土地の分筆点:官民境界)及び引照点に永続性のある標識を設置し、又は残地部分の境界点にブラ杭等の標識を設置する作業	委託土地の分筆点(官民境界)には、可能な限り、コンクリート杭を設置するものとする。 永続性のある標識には、堅固で容易に移動しないプラスチック杭を含む。 木杭、刻み、ペイント等簡易なものは、適用しない。 境界点測設の作業により木杭等の簡易なものを設置した点について、境界点測設後に改めて金属標等の境界標を設置しても、境界標埋設を適用しない(境界点測設に含む。)。ただし、設置した境界標がコンクリート杭(根巻き必要)又はプラスチック杭の場合には、境界点測設のほか、境界標埋設を適用する。 《材料費込み》
	㊸-1 コンクリート杭	15,730	1点当たり		
	㊸-2 ブラ杭	6,250	1点当たり		
	㊸-3 金属標	5,530	1点当たり		
	㊸-4 鋲	2,720	1点当たり		
㊹ 引照点測量	19,230	1点当たり	近傍の恒久的地物等と境界点の位置関係を明確にするための作業	引照点の設置数をいう。	

令和6年度公共嘱託登記事務委託単価表

区分	業務種別	単価	単位	業務内容	運用についての考え方
(10)境界査定補助・代行業務（道路用地等境界確認事務取扱要綱第22条規定）	現地調査				
	④2-1 資料解析	10,410	1依頼地あたり	委託者から貸与、提供を受けた公簿類、地図類、図面類等の資料に基づく分析及び他業務遂行にかかる打合作業	「(1)調査業務の資料調査④-1」は1筆あたりとあるが、補助業務については1団の土地、つまり1依頼地当たりとする。
	④2-2 現地調査・打合せ	45,030	測量業務委託1件当たり	土地の状況、地形、境界標識等の調査作業、並びに境界立会に関する作業方法及び日程の協議打合せ作業	打合せ作業は、「(1)調査業務の事前調査⑤-2」に含めるものとする。 委託者は、複数筆の土地の測量を依頼しようとする場合には、受託者において円滑かつ的確に測量業務が遂行できるように、1測量業務依頼書で依頼する区域、筆数を考慮するものとし、広範囲の測量により委託料が増加する場合は、受託者はすみやかに委託者に協議するものとする。
	立会・確認				
	④2-3 立会・確認・境界標埋設	10,350	1点当たり	隣接所有者と境界を確認し合意を得るための作業、又は民有地と公共用地との境界を確定し合意を得るための作業（未登記処理作業を含む。）、及び境界点（未登記土地の分筆点：官民境界）及び引照点に永続性のある標識を設置し、又は残地部分の境界点にブラ杭等の標識を設置する作業。	作業にあたり、依頼者から受託者に対して業務遂行に必要な作業に対する委任状を交付するものとする。 1依頼地あたりの境界点の数量で、上限は10点として取り扱いものとする。未登記処理により民間の境界を確定する場合においても上限10点とする。 境界標埋設は、立会・確認作業の一連作業とする。なお、未登記土地の分筆点（官民境界）には、可能な限り、コンクリート杭（市杭）を設置するものとする。永続性のある標識は、堅固で容易に移動しないものとする（プラスチック杭を含む）。木杭、刻み、ペイント等簡易なものは、適用しない。必要に応じて、市境界杭は材料支給するものとする。
	報告書作成				
	④2-4 書類作成	5,930	1件あたり	近傍の恒久的地物等と境界点の位置関係を明確にするために必要な文書図面作成作業（境界査定報告書、境界確認書及び登記関係書類）	境界査定報告書：永久保存文書として保管するため立会人名簿、現地立会写真を添付すること。境界が確認されるにいたった経緯を含めて境界査定した文書を図面とともに客観的に調製し、後日の境界確定並びに近隣地の境界査定資料として活用できるものとする。 境界確認書等：境界確認書又は同意書（地積更正・地図訂正）、その他登記手続きに必要な書類。 *特に必要と認める書類 … 境界確認書（3通分） なお、境界確認書は、官公庁から提出を求められ作成する場合は委託者の指示により作成する場合に限る。同一の書類及び図面で複数数作成する場合は1件として取り扱う。
代行業務	④2-5 境界確認書等取得代行（同行業務）	一件あたり：27,300円＋13,650円 ×（N-1） ※Nは訪問宅数を示す。		市が実施する公共用地の境界を確定する作業に代わり、関係する地権者、管理者及び自治会長等から境界確認書に記名及び押印を取得し、境界確認書の作成を補助するもの。また、市担当者と同じ登記等に関する技術的な説明を行う作業についても、当業務に含めるものとする。未登記処理の場合は、寄附登記に必要な書面及び図面へ関係者から記名及び押印を取得するものとする。旅費については、北勢地区、伊賀地区及び中南勢地区は適用しない。紀勢地区及び紀南地区については、往復鉄道運賃相当額を単価に加えることとする。県外並びに遠隔地については、郵送による業務を原則とし、これにより難しい場合は、別途協議を行うものとする。通信及び郵送料は単価に含まれる。 なお、当作業は、市及び地権者等で立会を行い、合意した事実を書面でもって確認する行為であり、市及び地権者等に代わって境界線の確認を代理して行う行為ではありません。	
	④2-6 道路用地指示点測量業務	点数×3,950円＋49,880円		未登記用地の確認のため、必要に応じて用地測量図または地積測量図等に基づき指示した境界点を復元測量を行うもの。	本業務に境界標の設置は含まれないが、現況杭の位置と測量に基づく境界点の誤差を示す図面を作成すること。49,880円は多角点2点分の測量費相当であり、これを上限価格とする。次欄の道路用地境界点データ保管測量業務の後、工事完了後に同一路線の道路用地指示点測量業務を受託した場合は、重複した多角点測量費は単価の対象外とする。
	④2-7 道路用地境界点データ保管測量業務	件数/100m×（154,670円＋46,410円）		道路修繕工事等の事前境界確認立会に随伴し、決められた境界点を工事実施前に測量し、復元可能なデータを作成保存するもの。	

備考	1. (1)①戸籍簿等の収集とは、住民票（不在証明を含む。）、戸籍謄抄本（不在籍証明を含む。）、附票、除籍簿、その他官公庁が発行する証明書の交付手続き及び受領をいう。 2. (1)③土地調査書とは、登記事務委託仕様書の様式第2号をいい、住民票、戸籍等調査、登記簿閲覧等により作成する。 3. (1)④資料調査とは、法務局等の公的機関、その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合及び分析整理、調書の作成並びに疎明書面及び貸与、提供図書の照合及び点検業務をいう。 4. (1)⑤-1、⑤-2事前調査とは、地積測量図作成のために、委託者が現地において指示した事項と収集した資料及び貸与・提供図書に基づき、土地の物理的状況及び利用状況、地形、境界標・基準点の有無又は境界杭間の距離の確認、調査等の諸作業を行い、地積測量図作成の基礎となるデータの現地確認調査を行う業務をいう。これにより、登記手続上の問題点の有無等のチェックを行う。 5. 地積測量図、土地所在図等には、作成した者の資格、氏名を記載し、資格印を押印する。（署名も可） 6. 文案を要するものとは、遺産分割協議証明書等、地役権証明書、権利消滅承諾書、関係土地所有者の同意書・承諾書、土地現地調査報告書等の登記手続に必要な書類。文案を要しないものとは、所有権証明書等の登記手続に必要な書類。 7. (5)②画地調整助言協議とは、用地測量業務の受託者（測量業者等）が行う画地調整に際して、職員（監督員等）に対して、後の土地の表示に関する登記手続又は地図訂正申出手続を適正かつ円滑に行うことができるようにするために必要な助言（助言を行うために必要が生じた場合に職員に同行して行う登記官との協議を含む。）を行う業務をいう。 8. (5)⑥筆界確認立会調整とは、用地測量業務の受託者（測量業者等）が行う境界立会の際に職員に同行して筆界の確認に立ち会い、関係権利者又は職員から求められた場合に、筆界の特定方法等を関係権利者に説明し、筆界確認の結果、後の土地の表示に関する登記手続又は地図訂正申出手続を適正かつ円滑に行うことができるようにするために必要が生じた場合に職員に同行して行う登記官との協議を含む。）を行う業務をいう。 9. 地図訂正に伴い、登記官の指示により代位原因のない土地の地図訂正又は地積更正登記を行う必要があるときは、その土地の登記名義人が行う地図訂正申出又は地積更正登記申請のために、その手続において必要となる地図訂正申出、地積更正登記申請、地積測量図作成及び土地現地調査報告書作成の各作業を行うことができる。この場合の単価は、それぞれ、この単価表の(2)⑩土地地積変更・更正登記、(2)⑭土地地図訂正申出、(3)⑰-2地積測量図（分筆以外）及び(4)⑲-1文案を要する書類作成の単価を適用する。 10. 受託者は、測量を受託した土地に関連して、隣接地等の関係土地を測量する必要がある、かつ未登記土地の解消等につき効率的と判断した場合は、委託者にその内容を速やかに報告すること。 11. 委託者は、上記10.の報告を受けた時には内容を十分検討し、適当と認めた場合には、測量業務変更依頼書により遅滞なく追加委託するものとする。 12. この表に定めのない事項及びこの表に関し疑義の生じた事項並びに処理困難な案件に対しては、事前に双方十分協議のうえ、登記事務の推進を図るものとする。
----	---

令和6年度公共嘱託登記事務委託単価表 (建物測量・登記)

金額単位：円〔この単価は消費税を含まず。〕

1. 調査業務

項目	単位	単価
資料調査	1 筆・個	10,410

2. 面積測量

面積	単価				
	2区画以内	3～4区画	5～7区画	8～10区画	11区画以上
50㎡以下	16,590	20,740	24,880	29,030	33,180
100㎡以下	21,450	26,820	32,180	37,540	42,910
200㎡以下	28,340	35,430	42,510	49,600	56,680
300㎡以下	33,600	42,010	50,410	58,810	67,210
400㎡以下	38,150	47,690	57,220	66,760	76,300
600㎡以下	45,500	56,880	68,250	79,630	91,000
800㎡以下	51,880	64,860	77,830	90,800	103,770
1,000㎡以下	57,410	71,770	86,120	100,470	114,830
2,000㎡以下	79,250	99,070	118,880	138,690	158,510
3,000㎡以下	95,910	119,890	143,860	167,840	191,820
4,000㎡以下	109,910	137,390	164,860	192,340	219,820
4,000㎡を超えて1,000㎡当り	10,750	13,440	16,120	18,810	21,500

3. 申請業務(図面等を含む)

種別		単位 (1件当たり)	単価			
			申請手続	建物図面	各階平面図	現地調査費
建物	表示登記	1棟1階	13,200	5,490	7,330	
	加 算	付属建物1棟1階増すごとに	2,350	940	3,660	
	加 算	1階増すごとに	1,750		3,660	
	建物床面積変更・更正登記	1棟1階	13,200	5,490	7,330	
	加 算	付属建物1棟1階増すごとに	2,350	940	3,660	
	加 算	1階増すごとに	1,750		3,660	
	建物滅失登記	1棟	13,200			19,210
	加 算	1個1階(1棟1階)増すごとに	1,450			
	所有者の表示変更・更正	1棟	13,200			19,210
	加 算	1個1階(1棟1階)増すごとに	1,450			
区分建物	分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟まで	34,220			
	加 算	1個1階(1棟1階)増すごとに	16,440			

この定めのない事項等については、事前に双方十分協議し、決定する